

2023年6月6日

共謀罪と組織犯罪処罰法

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-6-5

YKビル2階 第一法律事務所

弁護士 山田大輔

1 自己紹介、共謀罪法との関わり

2 組織犯罪処罰法と共謀罪

組織犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）

第1条（目的）

「この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。」

共謀罪法が成立する前は、重大な犯罪として15の犯罪について刑罰を加重していた。

- ・封印等破棄、強制執行目的財産損壊等、強制執行行為妨害等
- ・常習とばく、とばく開帳図利
- ・殺人、逮捕監禁、強要、身代金目的略取等
- ・信用毀損・業務妨害、威力業務妨害
- ・詐欺・恐喝
- ・建造物等損壊

当時は、暴力団や組織的な詐欺集団などの犯罪行為を組織的に行う団体への規制。

【共謀罪法施行後】

上記に加え、

共謀罪法により、277（数え方によっては300以上）の犯罪について、共謀罪を付け加える内容を含むものになり、多数の犯罪について共謀罪を創設するものになった。

3 共謀罪の問題点

(1)成立させる必要性（立法事実）がなかった

- ①「テロ等準備罪？」
- ②国際組織犯罪防止条約の締結のために必要？

(2)国民の権利侵害の可能性

③曖昧、広範な処罰規定、刑罰によってまで抑止しなければならないもの以外のものが多く含まれる。

犯罪は、一般に、

(共謀) → 予備 → 実行の着手（未遂） → 結果の発生（既遂）という順序に進む

- ④日常的な監視活動がなければ、立件しえない → 日常的な監視活動の正当化
- ⑤表現行為への規制

4 共謀罪の内容

(1)条文の解釈とは

(2)条文の曖昧さ

(3)政府解釈の意味・共謀罪の中身

共謀罪の条文（番号は山田が付した）

(定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）により反復して行われるものをいう。

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画) **第六条の二** 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の②組織的犯罪集団（①団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の ③団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しく

は禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

第2項 略

【要件】

①団体のうち、組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為を実行する組織により行われる犯罪の計画であること ②計画の後、準備行為が行われたこと

5 市民への適用が懸念された場面

例えば、次のような市民の活動に、共謀罪が適用される危険性はないか。
……共謀罪を口実に、搜索・差押、逮捕などを行い、活動を委縮させる、情報を取得するなど。

(1)沖縄の基地建設反対、ダム建設反対、マンション建設反対や、政権を批判するデモや座り込みに、共謀罪を適用できないか（組織的な威力業務妨害罪）

(2)コーラスサークルやオーケストラサークルなどが、楽譜をコピーして使ったり、有名なキャラクターなどを無断で使って広告を作ったりした（著作権法違反）。

(3)冤罪を主張している被疑者、被告人に対し、弁護人や親族、支援団体が、被告人に有利な証人を見つけ出し、証言をしてもらう過程で、一緒に食事をして飲食費等を支出する行為（証人等買収罪）

6 政府が行った解釈の通りに運用されれば、市民に共謀罪を適用することはできないこと（以下、ページ数は、「共謀罪コンメンタール（現代人文社）」のページ番号を示す。具体的な検討は94頁以下。興味がある方はこちらをご参照ください）

(1) 団体

ア 「多数人の継続的結合体」「組織」…2人や3人では団体ではない 19頁

イ 構成員、集合体とは別個独立した社会的存在 18頁、45頁、46頁

ウ 「組織要件」…「指揮命令」「任務分担」（サークルは満たさない） 24頁

(2) 組織的犯罪集団

ア 結合関係の基礎としての共同の目的（結合体の構成員が共通して有し、その達成または保持のために構成員が結合している目的）が一定の犯罪である集団 26頁。

必ずその犯罪手段を用いなければ、その団体から離れるという目的 28頁

イ この目的は継続的な目的でなければならないこと 27頁

- ウ 犯罪目的以外の団体が、犯罪目的に一変したと認められる場合 38 頁
⇒組織の目的を変える内部的な行為+犯罪を反復継続するようになったこと
- エ 違法性を認識していること 42 頁

(3) 計画

犯罪行為の計画が、組織的犯罪集団の意思決定に基づき、効果、利益が組織的犯罪集団に帰属する犯罪行為であること 56 頁

7 共謀罪の位置づけ

- ・ 2013 年 特定秘密保護法成立
- ・ 2014 年 安部政権下、磯崎首相補佐官が放送法 4 条の解釈を変えさせようと総務省に圧力
- ・ 2015 年
安保関連法（戦争法）＝集団的自衛権行使可能に。
米軍と一体となり武力行使する自衛隊へ。
高市総務大臣（当時）「(放送法 4 条に関し)一つの番組だけでも、極端な場合には政治的に公平性を確保していると認められない場合がある」
- ・ 2017 年 共謀罪法成立
- ・ 2020 年
10 月 1 日 学術会議任命拒否問題（軍事研究を望ましくないとする学術会議を支配し、また、大学、学問分野への支配をもくろむ）
- ・ 2021 年
土地利用規制法成立（住民を継続的に監視することの正当化）
- ・ 2022 年
5 月 経済安保法成立（最先端技術研究の支援及び軍事利用化）
12 月 安保 3 文書＝敵基地等攻撃能力の保有、産学共同の軍事化、その成長戦略化（国家防衛戦略）
- ・ 2023 年
岸田総理大臣「安全保障政策の大転換」（1 月 23 日施政方針演説）
岸田総理大臣「改憲は先送りできない課題との考え方に変わりはない」（1 月 31 日衆議院予算委員会）

大軍拡のための財源立法

- ・ 防衛装備品等の開発、生産のための基盤強化法＝軍需工場国有化・武器輸

出支援、企業版秘密保護法（きわめてあいまいな「装備品等秘密」という文言での罰則）

異次元の軍拡、程度の低さが「異次元」な少子化対策

【備えるべき「脅威」としての、「台湾有事」「ロシアの侵略」「北朝鮮ミサイル」】

【「平和国家」を脱ぎ捨て、戦争ができる「普通の国」へ。】

戦争への準備の一環としての共謀罪

いざとなったら、政府は共謀罪を使うことに躊躇はしない

以上